

みえ歯と口腔の健康づくり条例の改正（中間案）について

1 条例改正の経緯

「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（以下「条例」という。）は、平成24年3月に議員提出条例として制定されました。

条例の制定後、約8年が経過し、医科歯科連携の推進やフレイル対策などの国の動向、本県における歯科口腔保健の推進に係る取組の進展等をふまえ、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」における施策の基本的事項を見直し、歯科口腔保健施策の充実を図ります。

2 条例改正（中間案）の概要

第三章 施策の基本的事項

第十一条 基本的施策

（1）新設

- ・ 医療的ケア児の口腔機能の発達や歯科口腔保健を支援する必要があることから、医療的ケア児における対策について規定。（第二号）
- ・ スポーツによる歯の破折や脱臼等の予防は、将来的な歯の喪失防止にもつながる重要なものであることから、スポーツによる口腔の外傷等の予防及びこれらの軽減を図るための対策について規定。（第六号）
- ・ 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組むことが組織の活性化等につながると期待されており、健康管理において歯科口腔保健が重要であることから、事業所における従業員の歯と口腔の健康づくりの推進について規定。（第八号）
- ・ 口腔機能の低下を早期に発見し、介護予防を目的とした口腔機能訓練に取り組むことが口腔機能の保持増進に重要であることから、高齢者や要介護者等へのオーラルフレイル対策について規定。（第九号）
- ・ 平時から感染症に備えるとともに、新興感染症にも対応できるよう対策を講じる必要があることから、感染症に備えた歯科保健医療体制の整備について規定。（第十一号）
- ・ がん等の入院患者及び在宅における患者へ安全な歯科医療を提供するには、医師等多職種との連携が必要であることから、医科歯科連携等の推進について規定。（第十三号）
- ・ 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、医療と介護に加え、歯科医療も一体的に提供することが重要であることから、地域での包括的な支援及びサービスの提供体制における歯科医療の推進について規定。（第十四号）

(2) 修正

- ・妊婦と生まれてくる子どもの歯科口腔保健は、健康で豊かな生活に関わるものであり、妊婦自身だけでなく、子どものためにも重要であることから、現行条例に規定している「妊産婦及び乳幼児」を「妊娠期から子育て期における母子」に改める。(第三号)
- ・喫煙習慣や糖尿病は歯周病と相互に深く関連していることが十分に認知され、疾病の治療が適切に実施されることが歯の喪失防止に重要であることから、現行条例に規定している「歯周疾患の予防対策」を「成人期における歯と口腔の健康づくりと喫煙及び生活習慣病に関する情報提供等」に改める。(第七号)
- ・歯科医師及び歯科衛生士が基礎疾患を持つ患者の歯科医療や高齢者の口腔機能向上等の口腔健康管理を行う重要性が、これまで以上に高まっていることから、現行条例に規定している「歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者」のうち、歯科医師及び歯科衛生士を「口腔健康管理に係る業務に携わる者」として規定。(第十二号)

3 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和2年12月 | パブリックコメントの実施(～令和3年1月) |
| 令和3年1月 | 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会(最終案) |
| 2月 | 議案提出 |
| 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会(議案審議)
公布(令和3年4月1日施行) |